

自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

(国家戦略特別区域法第37条の7)

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン(小型無人機)等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

■ ワンストップセンターのイメージ

